4　放送に係る権利についての保護期間は、放送の最初の送信の後少なくとも五十年とする。

5　この条に定める保護期間は、当該保護期間の根拠となる事実が生じた年の翌年の一月一日から起算する。

第十四・十四条　制限及び例外

各締約国は、自国が締結している条約及び国際協定に従い、第十四・八条から第十四・十二条までに定める権利の制限又は例外について、対象の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合においてのみ定めることができる。

第十四・十五条　美術の著作物に関する著作者の追及権

両締約国は、美術の著作物の原作品の再販売による利益を受ける権利に関する問題並びに英国及び日本国における当該問題の状況について意見及び情報を交換することに合意する。

第十四・十六条　集中管理

1　両締約国は、集中管理を行う団体の間でコンテンツの利用許諾を促進するためにそれぞれの集中管理を行う団体の間で協力を促進すること及び他方の締約国の国民の著作物又はその他著作権によって保護される対象の利用に対する使用料の移転を奨励する（注）ことの重要性を認識する。

注　「奨励する」は、集中管理を行う団体の間における契約に干渉することを締約国に要求するものではない。

2　各締約国は、自国の集中管理を行う団体が次のことを行うことを奨励されることを確保する。

(a)　使用料の徴収及び当該団体が代表する権利者への使用料の分配を、公正な、効率的な、透明性のある及び説明責任を負う態様で行うよう運営すること。

(b)　使用料の徴収及び分配について、公開された、かつ、透明性のある態様で記録を保存すること。

3　両締約国は、集中管理を行う団体が自己の代表する権利者（直接代表するか集中管理を行う他の団体を通じて代表するかを問わない。）を無差別に待遇することを促進するよう努める。

第十四・十七条　既存の対象の保護

1　各締約国は、ベルヌ条約第十八条及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定を、著作物、実演及びレコード並びにこの款の規定によって要求されるこれらの対象に関する権利及び当該対象に与えられる保護について準用する。

2　締約国は、この協定の効力発生の日に自国の領域において公共の領域（パブリック・ドメイン）にある対象については、保護を回復することを要求されない。

第十四・十八条　技術的保護手段

各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

第十四・十九条　権利管理情報

1　各締約国は、著作権及び関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次のいずれかの行為を故意に行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済措置については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次のいずれかの行為を故意に行う者がある場合に関しても、これを定める。

(a)　電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(b)　電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆に利用可能となる状態に置くこと。

2　「権利管理情報」とは、著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者、著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は著作物、実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆に利用可能となる状態に置くことに関連して表示される場合に限る。

第二款　商標

第十四・二十条　商標により与えられる権利

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用すること（注）の結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

注　この条の規定の適用上、これらの標識を「使用すること」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入し、及び輸出することを含む。

第十四・二十一条　例外

各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用（注）等限定的な例外を定めるものとし、また、他の限定的な例外を定めることができる。

注　記述上の用語の公正な使用には、工業上又は商業上の公正な慣習に基づく商品又はサービスの地理的原産地を表示するための標識の使用を含む。

第十四・二十二条　侵害とみなす予備行為

各締約国は、ラベル及び包装に関し、登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて当該登録された商標と同一又は類似の標識を商業上使用し、又は使用させることを目的として、当該同一又は類似の標識を付する（注）ラベル又は包装について少なくとも次の予備行為が当該登録された商標の権利者の承諾を得ることなく行われた場合には、当該予備行為を当該登録された商標の侵害とみなすことを定める。

注　この条の規定の適用上、日本国については、「付する」とは、表示することをいう。

(a)　製造

(b)　輸入

(c)　提示（注）

注　この条の規定の適用上、英国は「提示」を提供又は市場における提供とみなし、日本国は「提示」を譲渡とみなす。

第十四・二十三条　広く認識されている商標

1　両締約国は、パリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3に定める広く認識されている商標の保護を実施するため、千九百九十九年の第三十四回ＷＩＰＯ加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びＷＩＰＯの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を確認する。

2　いずれの締約国も、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国若しくは他の国において登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要求してはならない。

第十四・二十四条　悪意による商標

各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。（注1、注2）

注1　この条の規定の適用上、締約国は、締約国の権限のある当局が商標が他の者の広く認識されている商標と同一又は類似のものであるかどうかを考慮することができることを定めることができる。

注2　両締約国は、いずれかの締約国又は第三国において他の者の商品又はサービスを示すものとして広く認識されている商標と同一又は類似の商標の登録の出願が、各締約国の適用される法令に従って決定されるところにより悪意による出願であると認められ得ることを了解する。